

事業者様

京都労働局登録京第1号

登録有効期限2029年3月30日

公益社団法人 京都労働基準協会 丹後支部

『玉掛け技能講習』開催のご案内

安全衛生関係法令では、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務、制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務については、所定の技能講習を修了した者でなければ、その業務に就かせてはならないことになっております。(労働安全衛生法第61条・同施行令第20条第16号)

つきましては、標題の「技能講習」を下記の要領により開催いたしますのでこの機会にご受講下さいますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 【学科】1日目 日時：令和8年9月28日(月) 午前9時10分～午後4時25分頃予定
及び場所 2日目 日時：令和8年9月30日(水) 午前9時10分～午後5時30分頃予定
場所：野田川わーくぱる(与謝野町四辻161) *敷地内全面禁煙🚭

- 【実技】日時：令和8年10月3日(土) 午前7時50分集合～午後5時30分頃終了予定
場所：㈱日進ProSOL(京丹後市峰山町赤坂85) *屋内禁煙🚭

※ 学科・実技とも修了試験を実施します。

- 2 講習内容 【学科】(1) クレーン等に関する知識[1時間]
(2) クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識[3時間]
(3) クレーン等の玉掛けの方法[7時間]
(4) 関係法令[1時間]
【実技】(1) クレーン等の玉掛け[6時間]
(質量目測・玉掛け用具の選定及び使用、玉掛け基本作業及び応用作業)
(2) クレーン等の運転のための合図[1時間]

- 3 受講資格 満18歳以上の方

- 4 定 員 27名

- 5 受講料 23,100円(21,000円+税)
玉掛け補助作業の業務6ヶ月以上の経験者及び講習科目「力学」免除者
20,900円(19,000円+税)
① 講習科目「力学」の免除を希望される方
・クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置運転士免許所持者
・床上操作式クレーン、小型移動式クレーン運転技能講習修了証所持者
※受講申込書に免許証又は修了証のコピーを貼付してください。
② 玉掛け補助作業の業務6ヶ月以上の経験者
別紙に、従事期間・クレーンの種類・荷の種類・具体的作業内容を記入した本人の申立書および
事業主の証明を添付して下さい。(※講習科目「力学」は免除されません。)
※ 受講料振込後は受講料を返還致しかねますのでご承知下さい。

- 6 テキスト代 1,705円(税込) (一社)日本クレーン協会「玉掛け作業者必携」テキストは講習当日にお渡しします。

- 7 申込方法 【WEB予約】(丹後支部ホームページ：<https://www.kyoukiren.or.jp/tango/tango.htm>)
京都労働基準協会丹後支部ホームページ「WEB 予約」からお願いします。
支部事務所での受付・FAX・電話受付はありません。
ご不明点等ございましたら丹後支部(0772-62-5495)までお問い合わせください。

【WEB予約以外の方】

京都労働基準協会丹後支部ホームページから申込書を印刷し、受講申込書と必要書類を予約開始日以降に支部に到着するよう、郵送してください。

※申込書到着時に定員に達している場合は、受付終了となり受領できません。

※予約開始日前に到着した場合、無効となりますのでご注意ください。

※申込入力・記入ミスによる修了証再発行は1枚1,650円必要になります。

写真の注意点：6ヶ月以内に撮影した単身・上三分身・正面・脱帽・無背景のものにしてください。

不鮮明なもの、サングラスをかけたもの、インスタント写真は受付できませんのでご注意ください。

申込書郵送の方は3cm×2.4cmの写真を申込書に貼り、郵送してください。

8 受付開始 令和8年7月28日(火)午前10時～

9 申込先 公益社団法人 京都労働基準協会 丹後支部 京丹後市峰山町杉谷 868（峰山織物センター内）
TEL：0772-62-5495 FAX：0772-62-5509

10 本人確認 受講時に本人確認をしますので、次のもののいずれかを受講開始日に必ず持参して下さい。
① 自動車運転免許証 ② パスポート ③ 各種免許証 ④ 住民票
⑤ 健康保険証、資格確認書、マイナンバーカード ⑥ 特別永住者録証明書又は在留カード
⑦ 公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

11 その他 実技講習日は、必ず実技に適した服装（長袖作業服上下・保護帽・安全靴）で受講下さい。
(保護帽は貸出もあります) 学科・実技講習の時は筆記具・電卓を持参ください。

12 修了証の交付 実技講習終了後、合格者に交付します。

※悪天候等により、やむを得ず講習を延期・中止等することがあります。

◆受講申込書「事業場証明」欄『玉掛けの補助業務の実務経験証明』◆

〔記載例〕

「玉掛けの補助業務の実務経験証明」の事業主証明欄は、必ず事業主名を記入の上、個人印又は代表者印を押印してください。
(自筆署名の場合、押印は不要です。) また、受講者名を書いて下さい。

事業 所 証 明	玉掛けの補助業務の実務経験 (6ヵ月以上の補助業務の経験のある方はこの欄に案内書の記載例を参考にして記入してください。)			
	補助業務の期間	クレーンの種類又は形式	荷の種類及び形式	具体的な作業内容
	・**年*月 ～**年*月 (6ヵ月以上必要)	・例：天井クレーン 15t～30t	例：・鋼材 ・鋼材加工品	例：建設機械製造工場 ドラグショベルの組立てにおいて玉掛け作業(有資格者 田中一郎)の指導のもとにアバルト使用によるジャック及びワイヤロープによる2～4点づり及び専用つり具(ハッカー等)による玉掛け作業(つり荷の質量1t～10t)補助作業
	この業務経験に間違いありません。			
	受 講 者 (印) 上記の者が枠内の通り玉掛けの補助業務に就いたことを証明します。 令和 8 年 〇 月 〇 日 事業場名 所 在 地 事業者氏名 (印)			

※1、クレーン等の種類又は形状とは、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン等をいう。

※2、荷種類とは、一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)をいう。荷の形状とは、鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC抗、機械部品、電気部品、その他等をいう。

※3、具体的な業務内容は、建設工事での〇〇作業、製造工場での〇〇作業でその内に、玉掛け補助作業の内容(用具等の準備、点検、玉掛けの助手等)及び主に指導した者等を記入すること。